

大崎市耐震改修促進計画

平成 20 年 9 月

大 崎 市

〔 目 次 〕

1	計画策定の背景	1
2	基本方針・計画の目標	2
(1)	計画の目的	2
(2)	計画の位置づけ	2
(3)	計画期間	2
(4)	対象地域・対象建築物	3
3	想定される地震の規模と被害の状況	4
(1)	過去の地震被害	4
(2)	宮城県沖地震の長期評価	5
(3)	地震被害想定的前提条件等	6
(4)	建築物等被害の予測結果	8
4	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項	10
(1)	建築物の耐震化の状況	10
(2)	耐震改修等の目標の設定	16
5	耐震化を促進するための基本的な取り組み方針	19
6	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項	20
(1)	住宅	20
(2)	特定建築物	23
(3)	特定建築物以外の建築物	23
(4)	市有建築物	23
(5)	地震時に通行を確保すべき道路	24
(6)	地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策	25
7	啓発及び知識の普及に関する施策	26
(1)	地震ハザードマップの公表	26
(2)	相談窓口の設置	27
(3)	パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催	27
(4)	技術者の紹介	27
(5)	リフォームにあわせた耐震改修の誘導策	28
(6)	室内の安全対策	28
(7)	町内会、NPO等との連携に関する方針	28
8	耐震化を促進するための指導・勧告等の実施	29
(1)	耐震診断・耐震改修に関する指導・助言、指示及び公表	29
(2)	建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する事項	29
9	関連施策	30
(1)	学校教育機関における防災教育	30
(2)	ブロック塀等の転倒防止対策	30
(3)	非構造部材（落下物）及び建築設備の耐震対策	31
(4)	被災建築物・宅地の応急危険度判定	31
(5)	宮城県建築物等地震対策推進協議会の活用	31
(6)	計画の進行管理	31
10	資料	32

1 計画策定の背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災(兵庫県南部地震)では、地震により6,400人余の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人で、このうち約9割が倒壊した住宅・建築物による圧死でした。同地震による建築物の被害状況についての調査・分析によると、昭和56年5月31日以前に着工された、新耐震基準に適合していない建築物の被害が甚大であることが明らかとなっています。この教訓を踏まえ、耐震診断・耐震改修を促進することを目的として、平成7年12月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が施行されています。

しかし、その後発生した平成16年の新潟県中越地震や平成17年の福岡県西方沖地震などでも、建築物倒壊による被害が多く、耐震化が十分に進んでいるとは言い難い状況にあります。また、東海地震、東南海・南海地震、宮城県沖地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都圏直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されています。宮城県においても、宮城県沖地震の発生が危惧されており、発生確率も2030年末まで90%より高いとされています。

これらの状況を踏まえ、平成17年度の中央防災会議では、今後10年間で地震による被害を被害想定から半減させることを目標に定め、住宅及び建築物の耐震化率を90%にすることを目標としました。これを受けて、さらなる建築物の耐震化促進を図るため、計画的な耐震化の推進、建築物に対する指導等の強化、支援措置の拡充を柱として、平成18年1月26日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が施行されました。

本市においても、地震による人的被害・経済被害を最小限に止めるため、早急に住宅・建築物の耐震化を進め、地震災害に強いまちづくりを推進する必要があります。

2 基本方針・計画の目標

(1) 計画の目的

「大崎市耐震改修促進計画」（以下、本計画という）は、今後発生が予想される地震における住宅・建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、既存建築物の耐震診断、耐震改修を総合的かつ計画的に促進するための枠組みを定めることを目的とします。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という)第5条第7項の規定に基づき策定するものであり、国が定める「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」及び「宮城県耐震改修促進計画」を踏まえ、既存建築物の耐震改修に関する施策の方向性を示す計画として位置づけます。

また、本計画は本市の防災に係る総合的な運営を計画化した「大崎市地域防災計画」との整合を図りつつ策定します。

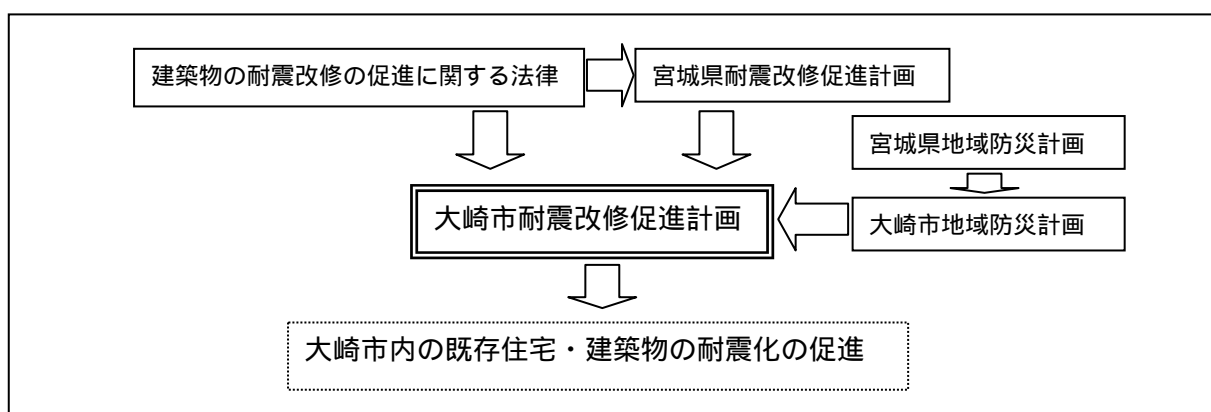


図 耐震改修促進計画の位置づけ

(3) 計画期間

本計画の計画期間は、平成20年度から平成27年度までとします。なお、計画の進捗状況の検証等により、必要に応じて計画内容を見直します。

(4) 対象地域・対象建築物

対象地域

市内全域を対象とします。

優先的に耐震診断・耐震改修の促進に努める地域は、第3次被害想定調査において被害が大きいとされる地域とし、特に軟弱地盤地域、木造住宅密集地域、防火・準防火地域及び避難場所・避難道路・緊急輸送道路に沿った地区とします。

対象建築物

過去の震災において、昭和56年以前に建築された、現行の耐震基準を満たさない建築物の被害が多く見られたことを踏まえて、原則として建築基準法（昭和25年法律第20号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）以前に建築された建築物のうち、住宅、特定建築物、特定建築物以外の建築物及び市有の公共建築物を対象とします。

住宅

- ・住宅(大規模な分譲共同住宅を含む。)

特定建築物

- ・多数の者が利用する建築物(学校、病院、劇場、集会場、百貨店、事務所、ホテル、老人ホーム、賃貸住宅(共同住宅に限る。)等)で一定規模以上のもの
- ・一定数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- ・地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがある建築物

特定建築物以外の建築物

- ・被災後、復旧活動の拠点となる公共性の高い建築物
- ・高齢者、身体障害者等災害時要援護者が利用する施設
- ・多数の者が利用する施設
- ・形態、構法、構造壁の配置、建築年代等からみて耐震性能が劣ると考えられる建築物

市有建築物

- ・防災拠点となる施設
- ・被災時における避難、救護に必要な施設
- ・高齢者、身体障害者等災害時要援護者が利用する施設
- ・多数の者が利用する施設
- ・その他の施設

市有建築物：原則として、非木造で、2階以上又は延べ面積200平方メートル超の建築物

3 想定される地震の規模と被害の状況

(1) 過去の地震被害

本市では、現在に至るまで度重なる地震被害を受けています(次表)。地震は大きくプレート間大地震である海溝型地震と内陸部の活断層等を震源とする直下型地震に分けられるが、本市においては、県の沖合から日本海溝までの海域を震源域として繰り返し発生する海溝型地震(このうち陸寄りの海域を震源域とするものを「宮城県沖地震」という)による被害が顕著です。

平成8年8月11日にマグニチュード5.9の宮城県北部地震が、平成15年7月26日にマグニチュード6.4の宮城県北部連続地震が発生しています。特に平成8年の地震では旧鳴子町に、平成15年の地震では旧鹿島台町に大きな被害を受けました。

表 大崎市周辺の過去の地震被害

発 生 年 月 日	災 害 の 様 子
S . 37 . 4 . 30	宮城県北部地震 震源地宮城県北部 死者2名,重傷者7名,軽傷者84名 損害額3億5,728万円 全壊家屋9戸,半壊家屋42戸,土木被害16ヶ所等 江合川右岸の江合,左岸の上埜,新江合川右岸の寺浦で液状化が発生。液状化の影響で江合橋の橋桁が水平15cm,上下5cmのずれを示した。
S . 53 . 2 . 20	宮城県沖で発生した地震 M=6.7,震度4の強震で,負傷者9名,建物被害446件,その他被害435件,被害総額1億6,498万円
S53 . 6 . 12	宮城県沖地震 震源地は,北緯38°09',東経142°12' 震源の深さ約40km,地震規模M=7.4,震度5 旧小牛田町に接する馬櫛で家屋倒壊の被害が発生 負傷者30名 県内,家屋全壊98戸,半壊525戸,一部破損5,103戸の被害が発生
H8 . 8 . 11	宮城県北部地震 震源地は県北部直下, M=5.9 半壊20戸,一部損壊117戸,被害総額4億円以上
H15 . 7 . 26	宮城県北部地震 震源地宮城県北部,震源の深さ12km, M=6.4,震度5強 全壊54戸,半壊312戸,一部損壊2,632戸 重傷者19名,軽傷者98名(大崎圏) 県内の被害総額320億円

出典：大崎市地域防災計画

(2) 宮城県沖地震の長期評価

平成12年11月27日、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会(以下「推進本部」という。)が公表した「宮城県沖地震の長期評価」によると、次表に示した過去の宮城県沖地震の活動周期から見ると、宮城県沖地震の発生の可能性は年々高まっており、今後20年程度以内(2020年頃まで)に次の地震が起こる可能性が高いとされています。その地震規模はM7.5程度(日本海溝寄りの海域の地震と連動した場合M8.0程度)であり、発生確率は2020年末まで約80%、2030年末まで90%より高いとされています。

表 過去の宮城県沖地震の概要

年	前回の地震からの経過年数	地震の規模	備考
1793		M8.2程度	連動
1835	42.4年	M7.3程度	単独
1861	26.3年	M7.4程度	単独
1897	35.3年	M7.4	単独
1936	39.7年	M7.4	単独
1978	41.6年	M7.4	単独

出典 / 「宮城県地震の長期評価」(平成12年11月、地震調査研究推進本部地震調査委員会、平成15年11月12日一部変更)

連動とは、日本海溝寄りの海域の地震と連動した場合をいう。

また、推進本部は、主要な活断層や海溝型地震の長期評価を随時公表しており、平成20年1月1日を算定基準日とする宮城県沖地震の評価は次表のとおりです。今後10年及び30年以内の地震発生確率は、それぞれ60%程度、99%となっており、他の海溝型地震と比較して際だって高い発生確率となっています。さらに、平均発生間隔も比較的短く、定期的に発生してきています。

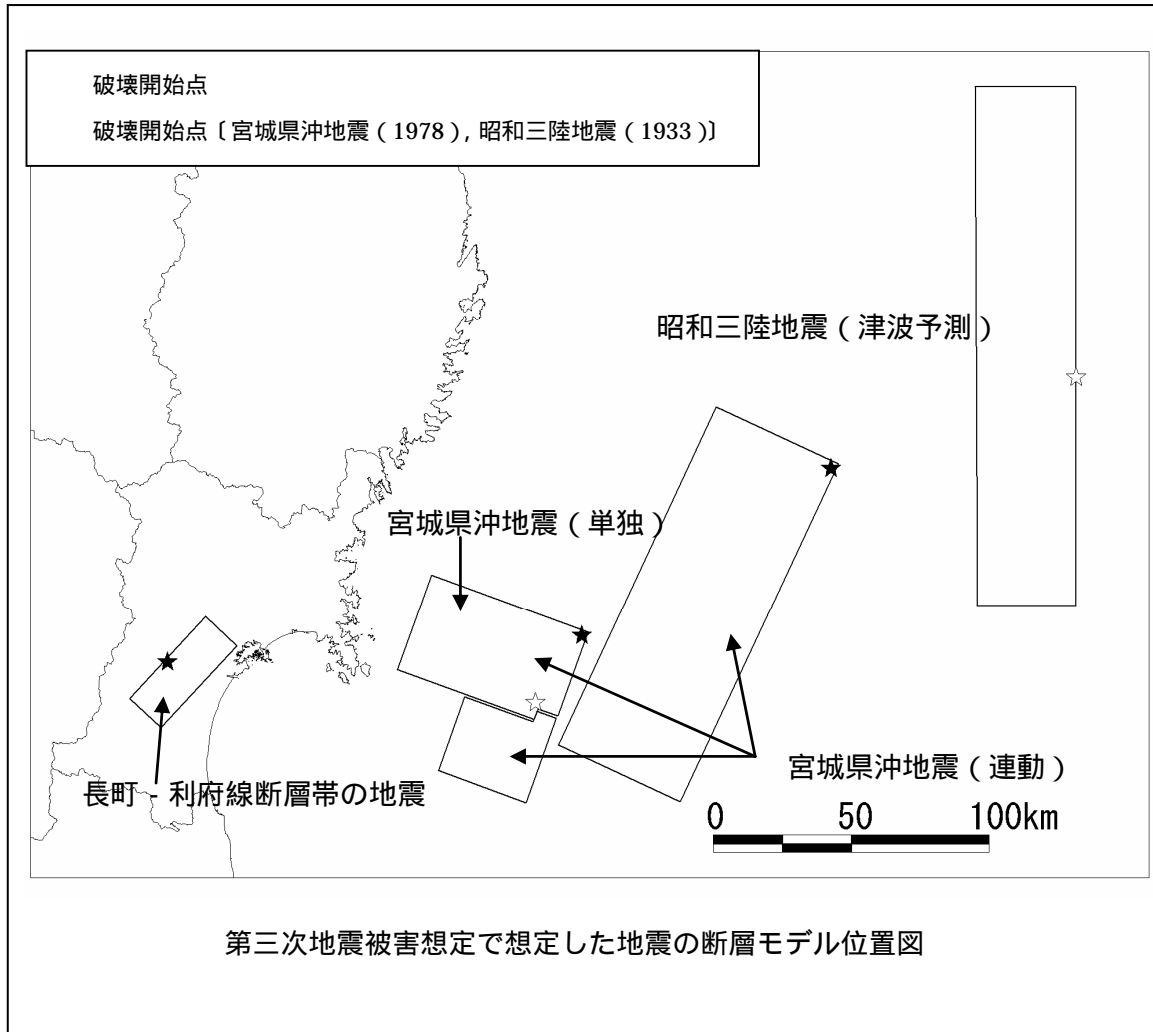
表 宮城県沖地震の長期評価の概要(基準日 平成20年1月1日)

領域または地震名	長期評価で予想した 地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均発生間隔
		10年以内	30年以内	50年以内	最新発生時期
宮城県沖	7.5前後 (連動8.0前後)	60%程度	99%	-	37.1年 ----- 29.6年前

出典 / 「活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧」(平成20年1月11日、地震調査研究推進本部地震調査委員会)

(3) 地震被害想定的前提条件等

第三次地震被害想定調査結果を踏まえ、地震調査研究推進本部で想定した、宮城県沖地震の単独と連動、そして仙台市の直下に位置する長町 - 利府線断層帯の地震の3地震を本市の地震被害想定的前提条件とします。



出典：宮城県第三次地震被害想定

本市の震度分布及び液状化危険度

	震 度 分 布	液 状 化 危 険 度
宮城県沖地震（単独）		
宮城県沖地震（連動）		
長町 利府線断層帯の地震		
凡 例	<p>震度</p> <ul style="list-style-type: none"> 7 6 強弱 6 弱 5 強弱 5 弱 4 3 2 	<p>液状化危険度</p> <ul style="list-style-type: none"> 極めて高い 高い やや高い 低い かなり低い

出典：宮城県第三次地震被害想定

(4) 建築物等被害の予測結果

第三次地震被害想定調査結果における本市の被害想定は次のようになっています。

表 第三次地震被害想定 of 主な概要

項目		想定地震	宮城県沖地震 (単独)(海洋型)	宮城県沖地震 (連動)(海洋型)	長町-利府線断層 帯の地震(内陸直下)
モーメント・マグニチュード (Mw)			7.6	8.0	7.1
予想震度			県中部の東松島市から登米市にかけての地域，県北部の美里町周辺，仙台市東南で震度6強，これらの周辺で震度6弱となり，県北部の中央部を中心に影響を及ぼすと予想される。	県中部の東松島市から石巻市にかけての地域，美里町から登米市にかけての地域で震度6強，これらの周辺で震度6弱となり，県北部の中央部を中心に影響を及ぼすと予想される。	仙台市の青葉区及び泉区の東部で震度6強，その周辺で震度6弱となっている。仙台市の東部を中心に影響を及ぼすと予想される。
液状化危険度			県中部から北部中央及び仙台周辺の平地において液状化危険度が高くなっている。	単独地震と同様に，県中部から北部中央及び仙台周辺の平地において液状化危険度が高くなっている。	仙台市東部及び大郷町の平地で液状化危険度が高いところが分布している。
主な 想定 被害 の結果	建築物	全壊・大破棟数	5,496 棟	7,595 棟	15,251 棟
		半壊・中破棟数	38,701 棟	50,896 棟	40,537 棟
	火災	炎上出火数	122 棟	158 棟	199 棟
		うち延焼出火数	71 棟	95 棟	119 棟
		焼失棟数	2,482 棟	2,874 棟	4,509 棟
	人的	死者数	96 人	164 人	620 人
		負傷者数	4,014 人	6,170 人	11,003 人
		うち重傷者数	468 人	658 人	983 人
		要救出者数	366 人	663 人	5,038 人
		短期避難者数	90,335 人	122,174 人	173,239 人
	うち長期避難者数	13,010 人	16,669 人	41,066 人	

(注1) 被害の数字は冬の夕方(18時頃)に地震が発生し，風向が西北西，風速が6m/秒のケースです。

(注2) 津波による被害は含みません。

出典：宮城県第三次地震被害想定

表 本市における建築物の被害予測結果一覧表

区 分		宮城県沖単独	宮城県沖連動	長町 - 利府線	
建物被害	全壊（棟）	499	402	2	
	半壊（棟）	6,126	5,457	8	
火災	夏昼 12 時	全炎上出火点（件）	9	11	0
		焼失数（数）	70	58	0
	冬夕 18 時	全炎上出火点（件）	12	13	0
		焼失数（数）	118	94	0
人的被害	朝 4 時・火 災なし	死者（人）	17	11	0
		負傷者（人）	675	561	1
		短期避難者（人）	10,655	9,112	134
	夏昼 12 時	死者（人）	10	7	0
		負傷者（人）	635	523	0
		短期避難者（人）	10,765	9,214	134
	冬夕 18 時	死者（人）	13	9	0
		負傷者（人）	597	489	0
		短期避難者（人）	10,908	9,350	134

出典：宮城県第三次地震被害想定

4 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

(1) 建築物の耐震化の状況

住宅及び建築物のストック数

平成19年度大崎市家屋課税台帳によると、市内の建築物数は105,862棟、うち木造建築物は93,882棟であり、約9割を占めています。

表 構造別建築物棟数一覧表

(棟)

	木造	鉄骨・鉄筋 コンクリート造	鉄骨造	その他	全建築物
住宅	53,025	903	1,977	136	56,041
非住宅	40,855	655	7,026	1,282	49,818
不明	2	1	0	0	3
合計	93,882	1,559	9,003	1,418	105,862

資料：平成19年度大崎市家屋課税台帳

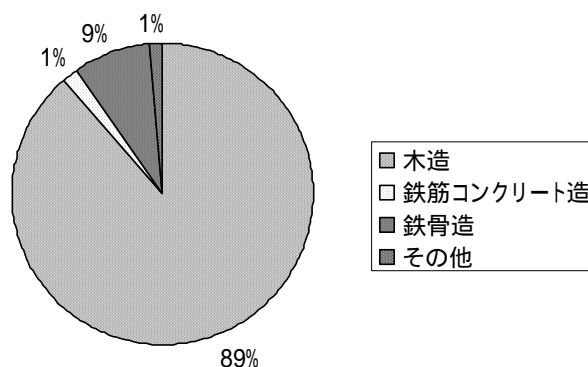


図 構造別建築物の割合

また、市内の住宅数は56,041棟で、建築時期別の棟数は次のとおりです。

表 建築時期別住宅数一覧表

(棟)

旧基準建築物 (昭和55年以前)	新基準建築物 (昭和56年以降)	時期不明	合計
30,448	25,586	7	56,041

資料：平成19年度大崎市家屋課税台帳

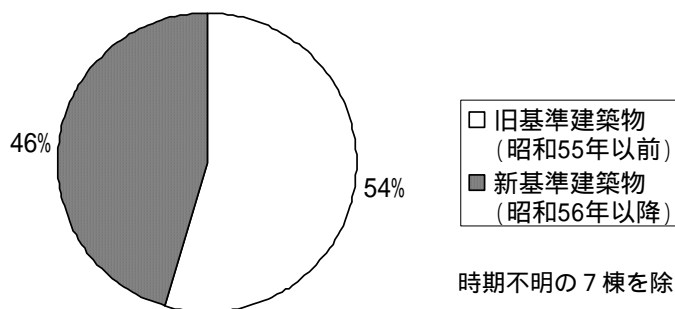


図 建築時期別住宅数の割合

住宅に関しては平成19年度大崎市家屋課税台帳では建築年までしか調査集計されていないことから、旧基準建築物を昭和55年以前、新基準建築物を昭和56年以降として算出しています。

住宅の耐震化の状況

住宅の耐震化の状況について、平成19年度大崎市課税台帳をもとに国土交通省と同様の方法を用いて推計した結果は、次の図のとおりです。

市内の住宅総数約 56,041 棟のうち、「新基準建築物の住宅」は 25,586 棟、「旧基準建築物の住宅」のうち「耐震改修を行った住宅」は住宅・土地統計調査における耐震工事をした割合からの推計により 792 棟、「耐震診断結果により耐震性を満たす住宅」については、国土交通省と同様の推計方法により 4,150 棟と推計されます。

以上から、耐震化を満たしていると推計される住宅は約 3 万棟であり、耐震化率は 54.5%と推計されます。

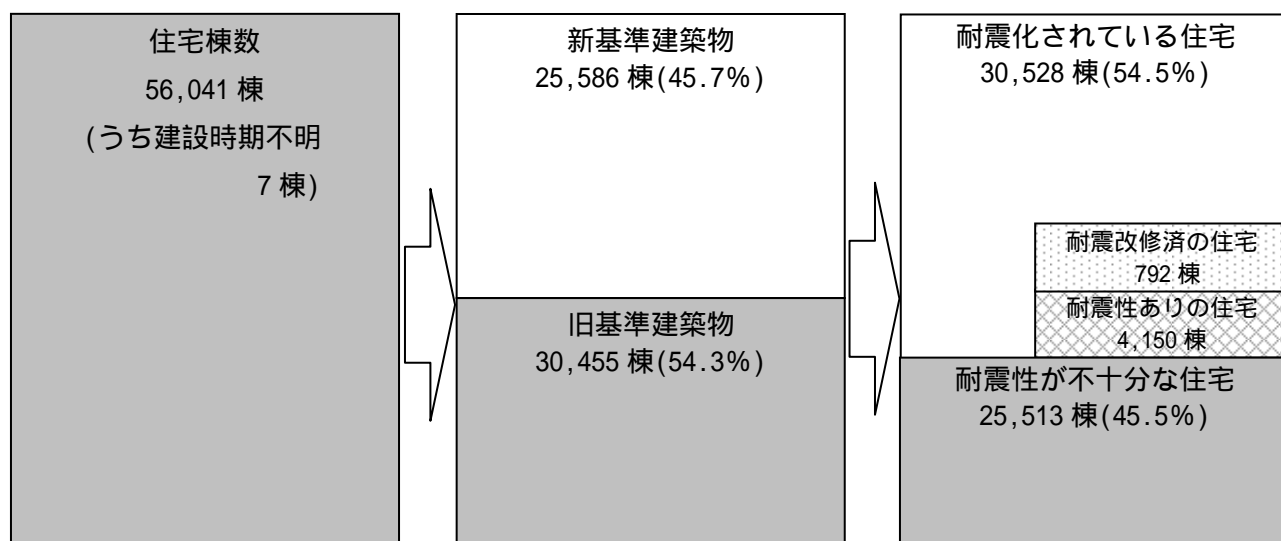
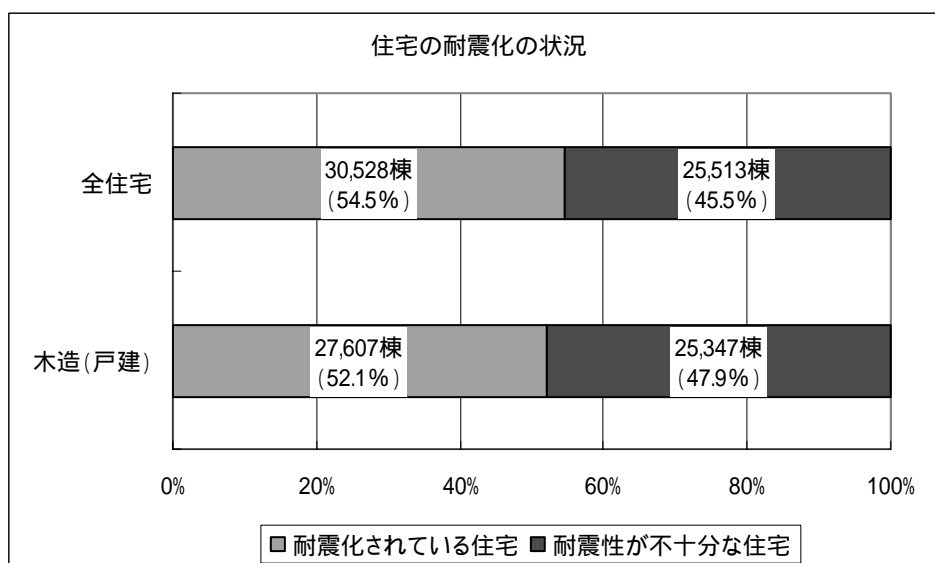


図 住宅の耐震化の現状

建設時期不明の 7 棟は旧基準建築物に加えています。



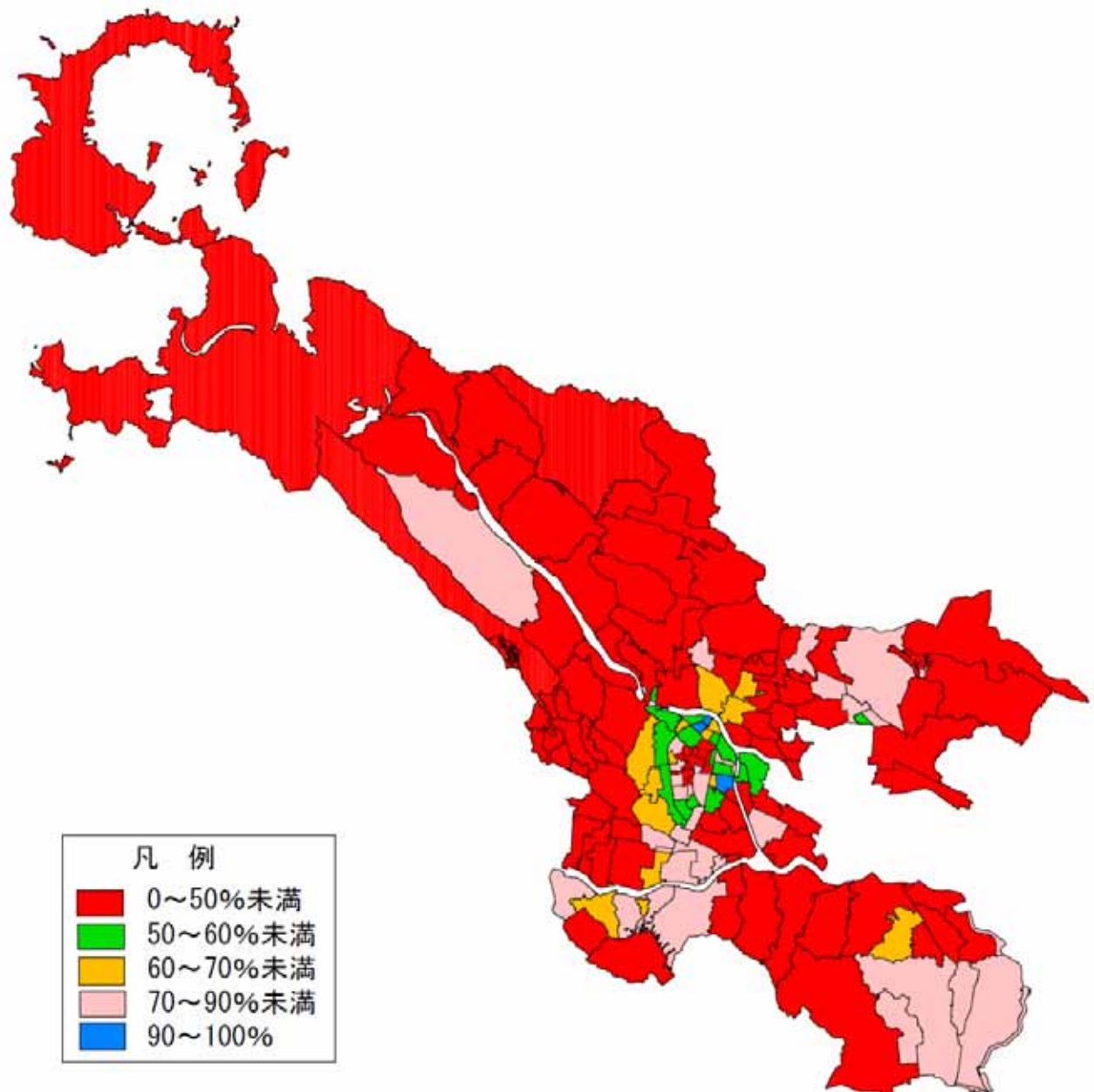


図 町丁目別住宅の耐震化率の状況

本市内では、旧耐震基準で建築された木造住宅が多いことから、耐震化率が 50%に満たない地域が半数以上を占めています。耐震化率が 90%以上を示している地区は、宮袋、旭、福浦の 3 地区に止まっています。

今後、発生が予想されている地震に備え、旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震診断・耐震改修などの早急な対策が必要です。

多数の者が利用する特定建築物の耐震化の状況

市が平成19年度に行った調査によると、本市内の耐震化の現状は次の表のとおりです。1号特定建築物については、314棟ある建築物のうち、耐震性ありの建築物は228棟で耐震化率は72.6%となっています。

なお、「避難施設等」とは、避難場所指定の有無にかかわらず、大規模震災時において避難場所として使用される可能性がある、又は、児童、生徒等の安全を確保すべき施設をいいます。

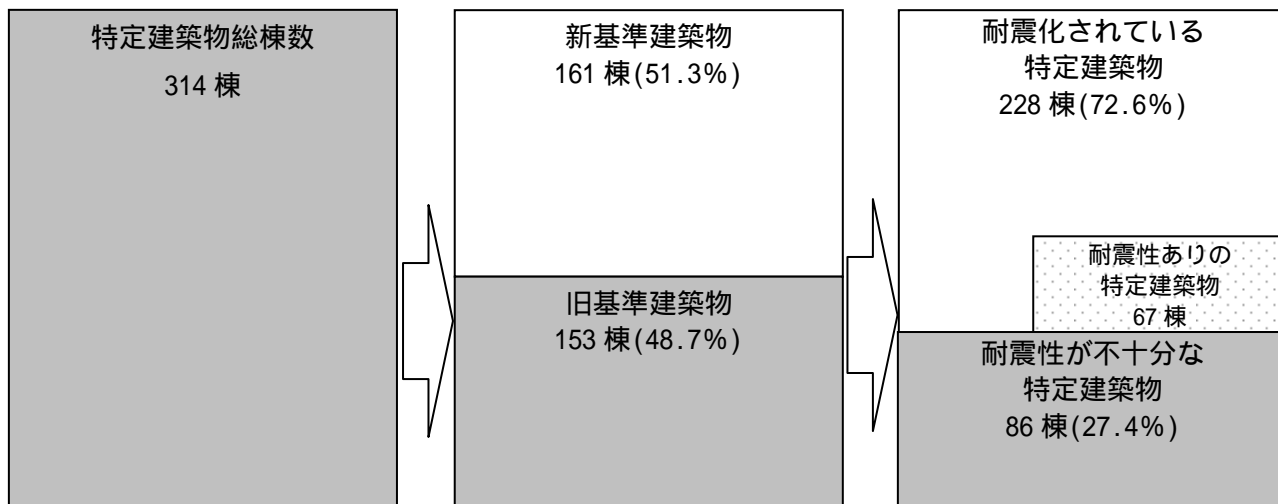
表 多数の者が利用する特定建築物

<平成20年1月現在>

(棟)

耐震化の現状		全棟数 A = B + C	新基準 建築物 B	旧基準建 築物 C	うち耐震 性あり D	耐震性あ り建築物 E = B + D	耐震化率 E / A	
分類								
法 第 6 条 第 1 号	防災対策施設	市役所、警察署、消防署等	12	5	7	6	11	91.7%
	避難施設等	学校、体育館、幼稚園、保育所	100	42	58	22	64	64.0%
	医療施設	病院・診療所	25	16	9	5	21	84.0%
	社会福祉施設等	老人ホーム等	8	7	1	0	7	87.5%
	不特定多数人員 収容施設	劇場、百貨店、飲食店、ホテル・旅館、遊技場、美術館、博物館等	65	34	31	2	36	55.4%
	特定多数人員 収容施設	事務所、工場、共同住宅、寄宿舎等	104	57	47	32	89	85.6%
	計		314	161	153	67	228	72.6%
第 2 号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	15	10	5	1	11	73.3%	
第 3 号	倒壊した場合において道路の通行を妨げる恐れのある建築物	351	90	261	4	94	26.8%	
	うち、1号と重複するもの	12	6	6	4	10	83.3%	
合計		668	255	413	68	323	48.4%	

耐震性あり建築物 = 昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築された建築物 + 旧基準建築物のうち耐震改修済みの建築物 + 建替実施棟数 + 耐震診断の結果耐震性ありと診断された建築物



但し、1号特定建築物のみ

表 特定建築物の耐震化の詳細

<平成20年1月現在>

(棟)

特定建築物		現状					
法	用途	昭和56年 5月以前 の建築	昭和56年 6月以降 の建築	建築物数 (+)	のうち、 耐震性有 り建築物 数	耐震性有 り建築物 数 (+)	耐震化率 (%) (/)
法第6 条第1 号	防災対策施設(市役 所、警察署、消防署 等)	7	5	12	6	11	91.7%
	公共	7	5	12	6	11	91.7%
	民間	0	0	0	0	0	-
	避難施設等(学校、 体育館、幼稚園、保 育所)	58	42	100	22	64	64.0%
	公共	54	42	96	21	63	65.6%
	民間	4	0	4	1	1	25.0%
	医療施設(病院・診 療所)	9	16	25	5	21	84.0%
	公共	3	3	6	1	4	66.7%
	民間	6	13	19	4	17	89.5%
	社会福祉施設等(老 人ホーム等)	1	7	8	0	7	87.5%
	公共	1	6	7	0	6	85.7%
	民間	0	1	1	0	1	100.0%
	不特定多数人員収 容施設(劇場、百貨 店、飲食店、ホテ ル)	31	34	65	2	36	55.4%
	公共	2	2	4	1	3	75.0%
民間	29	32	61	1	33	54.1%	
特定多数人員収容 施設(事務所、工 場、共同住宅等)	47	57	104	32	89	85.6%	
公共	20	12	32	20	32	100.0%	
民間	27	45	72	12	57	79.2%	
小計	153	161	314	67	228	72.6%	
公共	87	70	157	49	119	75.8%	
民間	66	91	157	18	109	69.4%	
第2 号	危険物の貯蔵場又は処理場の用 途に供する建築物	5	10	15	1	11	73.3%
	公共	0	0	0	0	0	-
	民間	5	10	15	1	11	73.3%
第3 号	地震によって倒壊した場合におい てのその敷地に接する道路の通行 を妨げ、多数の者の円滑な避難を 困難とする恐れのある建築物	261	90	351	4	94	26.8%
	公共	5	0	5	2	2	40.0%
	うち1号と重複	3	0	3	2	2	66.7%
	民間	256	90	346	2	92	26.6%
	うち1号と重複	3	6	9	2	8	88.9%
合 計		413	255	668	68	323	48.4%
	公共	89	70	159	49	119	74.8%
	民間	324	185	509	19	204	40.1%

は市で実施した特定建築物の耐震化状況調書から算出しています。

表 特定建築物一覧

法	政令第2条第2項	用途	法第6条の所有者の努力義務および法第7条第1項の「指導・助言」対象建築物	法第7条第2項の「指示」対象建築物
法第6条第1号	第1号	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	750㎡以上
	第2号	小学校等 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 * 屋内運動場の面積を含む	1,500㎡以上 * 屋内運動場の面積を含む
		老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	第3号	学校 第2号以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
		ボート場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上	
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上	
		事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上	
		博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		工場(危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物を除く)	階数3以上かつ1,000㎡以上	
		車両の停車場または船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	自動車車庫その他の自動車または自転車の停留、または駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上(一般公共の用に供されるもの)	
	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
	第4号	体育館	階数1以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上(一般公共の用に供されるもの)
	法第6条第2号	危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上
	法第6条第3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	政令で定める高さを超える建築物	

(2) 耐震改修等の目標の設定

住宅

本市の住宅の耐震化の状況は次のとおりです。平成27年度末までに、住宅の耐震化率を90%にすることを目標とします。

なお、耐震化の進捗状況については、大崎市課税台帳をもとに集計し、進行管理を行います。

表 住宅の耐震化率の目標

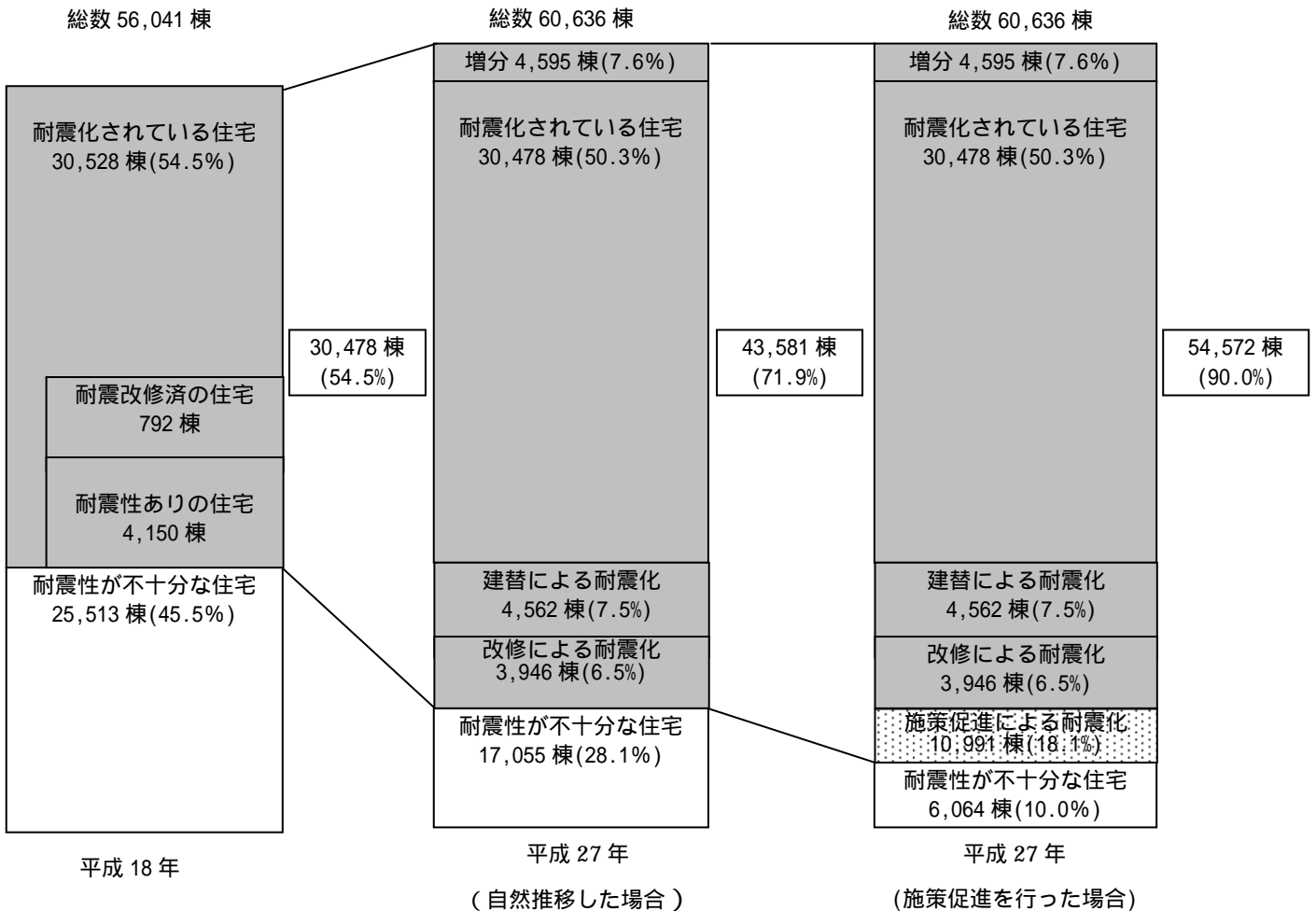
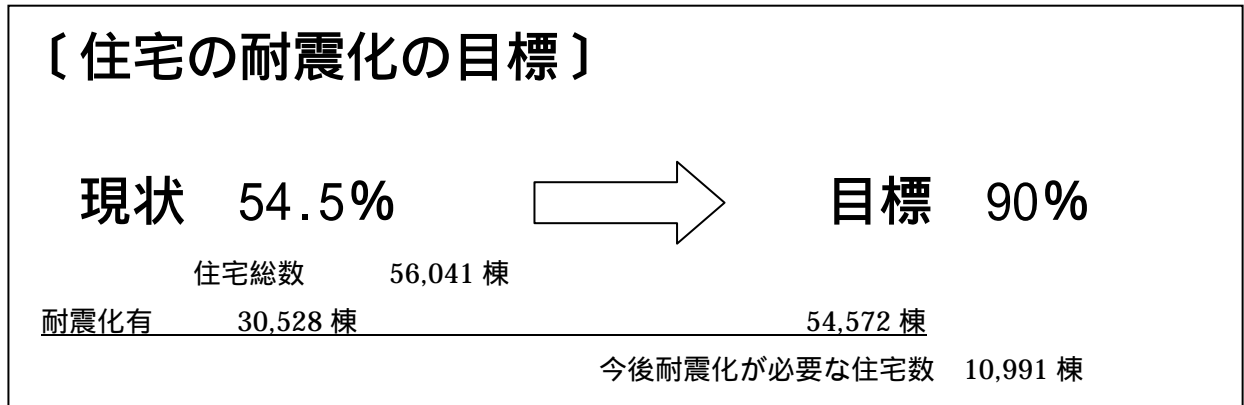


図 住宅の耐震化の目標 (平成 27 年推計)

特定建築物

本市の特定建築物のうち多数の者が利用する建築物の耐震化の状況は次のとおりであり、耐震化率については、平成27年度末までに少なくとも90%にすることを目標とします。

このうち公共建築物については、防災上重要な拠点施設及び多数の市民が利用する施設等の耐震化を優先するなど、防災対策上の重要度、緊急度を踏まえながら計画的に耐震化を進め、概ね全施設を耐震化することを目標とします。

耐震化率90%を達成するため、1号特定建築物については、27棟の耐震化が必要です。

〔多数の者が利用する特定建築物の耐震化の目標〕

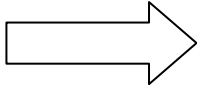
現状 72.6%  目標 90%

表 多数の者が利用する特定建築物の耐震化率の目標

法	特定建築物 用途	平成27年度推計						平成27年度目標		
		全数の推計 (H19*1.11)	H27建替 (滅失)数 (8.72%)	昭和56年 5月以前 の建築 (H19-)	昭和56年 6月以降 の建築 (-)	のうち、 耐震性有 り建築物 数	耐震性有 り建築物 数 (+)	平成27年 度耐震性 なし 建築物数	平成27年度 までの耐震 改修数(90%と するために)	平成27年 度耐震化 率 (%)
法 第 6 条 第 1 号	防災対策施設(市役 所、警察署、消防署 等)	13	1	6	7	6	13	0	0	100.0%
	公共	13	1	6	7	6	13	0	0	100.0%
	民間	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	避難施設等(学校、 体育館、幼稚園、保 育所)	111	8	50	61	22	83	28	20	92.8%
	公共	107	8	46	61	21	82	25	19	94.4%
	民間	4	0	4	0	1	1	3	1	50.0%
	医療施設(病院・診 療所)	28	3	6	22	5	27	1	1	100.0%
	公共	7	1	2	5	1	6	1	1	100.0%
	民間	21	2	4	17	4	21	0	0	100.0%
	社会福祉施設等(老 人ホーム等)	9	1	0	9	0	9	0	0	100.0%
	公共	8	1	0	8	0	8	0	0	100.0%
	民間	1	0	0	1	0	1	0	0	100.0%
	不特定多数人員収 容施設(劇場、百貨 店、飲食店、ホテ ル)	72	5	26	46	2	48	24	5	73.6%
	公共	4	0	2	2	1	3	1	0	75.0%
	民間	68	5	24	44	1	45	23	5	73.5%
	特定多数人員収容 施設(事務所、工 場、共同住宅等)	116	9	38	78	29	107	9	1	93.1%
	公共	36	3	17	19	17	36	0	0	100.0%
	民間	80	6	21	59	12	71	9	1	90.0%
計	349	27	126	223	64	287	62	27	90.0%	
公共	175	14	73	102	46	148	27	20	96.0%	
民間	174	13	53	121	18	139	35	7	83.9%	

市有建築物

平成20年1月現在の本市市有建築物の耐震化の状況は以下のとおりです。

表 市有特定建築物の耐震化状況

(棟数)

用途	項目	全棟数 A	昭和56年 以前の建 物の棟数 B	耐震性あ り建築物	昭和57年 以降の建 物の棟数 D	耐震性あ り建築物 E = C + D	平成20年1 月現在耐震 化率 E / A
				C			
防災拠点施設	庁舎、消防署等	8	4	3	4	7	87.5%
避難施設、医療 施設等	学校施設、体育 館、病院等	86	48	20	38	58	67.4%
社会福祉施設等	老人ホーム等	4	1	0	3	3	75.0%
不特定多数人員 収容施設	公民館、集會 所、図書館等	4	2	1	2	3	75.0%
特定多数人員収 容施設	共同住宅等	25	17	17	8	25	100.0%
合計		127	72	41	55	96	75.6%

但し、1号特定建築物のみ

表 その他の市有建築物の耐震化状況

(棟数)

用途	項目	全棟数 A	昭和56年 以前の建 物の棟数 B	耐震性あ り建築物	昭和57年 以降の建 物の棟数 D	耐震性あ り建築物 E = C + D	平成20年1 月現在耐震 化率 E / A
				C			
防災拠点施設	庁舎、消防署等	11	7	5	4	9	81.8%
避難施設、医療 施設等	学校施設、体育 館、病院等	149	76	31	73	104	69.8%
社会福祉施設等	老人ホーム等	32	10	1	22	23	71.9%
不特定多数人員 収容施設	公民館、集會 所、図書館等	30	17	1	13	14	46.7%
特定多数人員収 容施設	共同住宅等	93	75	71	18	89	95.7%
合計		315	185	109	130	239	75.9%

a 市有特定建築物

本市では、地震による被害を最小限にとどめるため、防災上重要な拠点施設及び多数の市民が利用する施設等の耐震化を優先するなど、防災対策上の重要度・緊急度を踏まえながら計画的に耐震化(耐震診断、建替、耐震改修、除去)を進め、平成27年度末までに市有特定建築物の概ね全施設を耐震化することを目標とします。

また、耐震化の進捗状況については、定期的に確認し、進行管理を行います。

b その他の市有建築物

その他の市有建築物については、財政事情等を十分考慮しつつ、耐震診断、耐震改修を計画的に進めることを目標とします。

5 耐震化を促進するための基本的な取り組み方針

地震に強いまちづくりを進めるうえで、建築物の所有者又は管理者が、地震対策を自らの問題として捉え、自主的に安全性の確保に取り組むことが重要です。特に、災害応急対策に利用される公共建築物や多数の者が利用する建築物については、耐震性を含めた安全性を確保する社会的責任がその所有者等にあると考えられます。

このような基本的認識に基づき、建築物所有者、市、県等は、既存建築物の耐震診断・改修の促進のため、以下の事項の実施に努めます。

住宅・建築物所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等は、地震災害対策を自らの問題のみならず、地域全体の問題といった認識を持って主体的に耐震化に取り組み、特に、旧耐震基準によって建てられた住宅・建築物の耐震改修・建替え等に努めるものとします。

本市の役割

市は、本計画に基づき、県及び建築関係団体等と連携し、優先的に耐震化すべき建築物や地域の耐震化を促進し、地震に強いまちづくりに努めます。市民に対しては「自らの生命は自らが守る」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施し、地域の防災性や建築物の耐震診断・耐震改修に関する知識の普及・啓発、情報提供、相談窓口の設置を行っていきます。

県の役割

県は、地震発生時の人的被害を軽減するため、法の規定に基づき、住宅・建築物の所有者等に対し耐震性の向上についての指導、助言を行うとともに、市町村や建築関連団体と連携を図りながら、県全域における住宅・建築物の耐震化の促進に努めます。

6 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

(1) 住宅

耐震診断・耐震改修の促進

本市では、住宅所有者の費用負担を軽減し、住宅・建築物等の耐震化促進を図るため「木造住宅耐震診断助成事業」及び「木造住宅耐震改修工事助成事業」を行っています。

「木造住宅耐震診断」助成事業

住宅の地震に対する安全性の確保・向上を図り、震災に強いまちづくりを目指すために、建築してから一定の期間を過ぎた木造住宅の「耐震診断」を行うものです。耐震診断を希望する、住宅等所有者に、県が主体となって養成した「みやぎ木造住宅耐震診断士」を派遣し、耐震診断を行います。

建築時期	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された建築物
建物の用途	戸建住宅
建物の構造	木造（在来軸組構法、枠組壁構法など）
建物の階数	3 階建て以下
費用負担	8,000 円（延べ面積 200 m ² 以下の場合） 延べ面積 200 m ² 超の場合は 70 m ² 毎に 10,000 円加算 （38,000 円上限）

「木造住宅耐震改修工事」助成事業

この事業は、大崎市木造住宅耐震診断助成事業に基づき、耐震改修工事を希望する住宅等所有者に、工事費用の一部を補助し、耐震改修の促進を目指します。

また、特に高齢者のみの住宅や身体障害者等が同居する住宅をはじめ、避難場所・避難道路・緊急輸送道路等に沿った住宅について、耐震改修の促進を図ります。

対象建築物	「木造住宅耐震診断助成事業」による耐震一般診断の総合評価が1.0未満の住宅で、耐震改修工事施工後の総合評点が1.0以上となる住宅または建替え工事を実施する住宅
補助金額	補助対象工事費の1/3とし、30万円を上限とする。 （ただし、避難弱者住宅に該当の場合 補助率1/2 45万円上限）

表 住宅の耐震診断及び耐震改修工事の補助事業の実績(単位:件)

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	合計
耐震診断実施件数	60	68	86	33	31	278
耐震改修工事実施件数	-	3	24	8	8	43

「住宅・建築物に係る耐震改修促進税制（固定資産税・所得税）」

耐震改修工事を行う際の費用負担が、住宅の耐震化の妨げにならぬよう、平成 18 年度に耐震改修促進税制が設立されました。これにより、耐震改修工事の対象建築物所有者は、固定資産税の減額措置、所得税の特別控除を受けることができます。本市では、これらの補助を受けるために必要な証明書の発行を行っています。

<平成 20 年 3 月現在>

区分	固定資産税
対象住宅	昭和 57 年 1 月 1 日以前に所在する住宅（1 戸当たり 120 m ² 相当部分まで）
対象区域	対象区域に制限なし
特例期間	平成 18 年 1 月 1 日～平成 27 年 12 月 31 日までに耐震改修が完了したもの
対象工事	改修の費用が 30 万円以上で、現行の耐震基準（木造住宅の場合、総合評点が 1.0 以上で地盤及び基礎が安全）に適合させる耐震改修工事
控除額	以下の期間固定資産税が 2 分の 1 に減額されます <ul style="list-style-type: none"> ・平成 18～21 年工事完了：3 年間 ・平成 22～24 年工事完了：2 年間 ・平成 25～27 年工事完了：1 年間

区分	所得税
対象住宅	旧耐震基準（昭和 56 年 5 月 31 日以前の耐震基準）により建設された住宅
対象区域	住宅耐震改修のための一定の事業を定めた以下の計画の区域 <ul style="list-style-type: none"> ・『地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法』の地域住宅計画 ・『建築物の耐震改修の促進に関する法律』の耐震改修促進計画 ・住宅耐震改修促進計画（地方公共団体が地域の安全を確保する見地から独自に定める計画）
特例期間	平成 18 年 4 月 1 日～平成 20 年 12 月 31 日までに耐震改修を実施したもの
対象工事	現行の耐震基準（木造住宅の場合、総合評点が 1.0 以上で地盤及び基礎が安全）に適合させる耐震改修工事
控除額	耐震改修工事費の 10%（20 万円を上限）が所得税から控除されます

「住宅ローン減税制度」(平成19年度改正)

平成19年度の改正では「税源移譲に対応した住宅ローン減税の効果を確保するための控除額の特例」が創設されました。税源の移譲に伴い中低所得者層の減税額が減少することを踏まえ、控除期間の延長等の特例を創設し、住宅ローン減税の効果を確保することを目的とします。

<平成20年3月現在>

区分	概要	
	現行	特例(平成19年度改正)
対象住宅	(主として居住の用に供する) 1) 住宅の新築・・・床面積 50 m ² 以上 2) 新築住宅の取得・・・床面積 50 m ² 以上 3) 既存住宅の取得・・・床面積 50 m ² 以上 築後 20 年以内(耐火建築物は 25 年以内)又は地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準に適合すること 4) 増改築等・・・床面積 50 m ² 以上	
適用居住年、控除期間	平成 16 年～平成 20 年居住分 10 年間	平成 19 年～平成 20 年居住分 15 年間
控除額等 (税額控除) 〔借入金等の 年末残高×控 除率〕	借入金等の年末残高の限度額 2,500 万円 適用年 控除率 最高 19 年居住分 1～6 年目 1.0% 25 万円 7～10 年目 0.5% 12.5 万円 合計最高控除額 200 万円 借入金等の年末残高の限度額 2,000 万円 適用年 控除率 最高 20 年居住分 1～6 年目 1.0% 20 万円 7～10 年目 0.5% 10 万円 合計最高控除額 160 万円	借入金等の年末残高の限度額 2,500 万円 適用年 控除率 最高 19 年居住分 1～10 年目 0.6% 15 万円 11～15 年目 0.4% 10 万円 合計最高控除額 200 万円 借入金等の年末残高の限度額 2,000 万円 適用年 控除率 最高 20 年居住分 1～10 年目 0.6% 12 万円 11～15 年目 0.4% 8 万円 合計最高控除額 160 万円
所得要件	合計所得金額 3,000 万円以下	
適用期限	平成 20 年 12 月 31 日	
居住用財産の買い換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰り越し控除制度との併用		

(2) 特定建築物

台帳の整備

本市では、所有者・管理者、規模、構造、用途、建築・改築時期、耐震診断・耐震改修の有無・今後の予定、定期報告の内容等からなる台帳を整備し、この台帳を基にして耐震診断・耐震改修の進行管理を行います。

なお、危険物の貯蔵又は処理の用途に供する建築物については、消防担当部署等との連携を図りながら実態を把握し、進めることします。

耐震診断・耐震改修の促進

本市では、耐震診断・耐震改修の促進を図るため、必要な情報提供等の拡充に努めるとともに、住宅・建築物耐震改修等事業の活用等を検討します。

耐震診断・耐震改修の必要な特定建築物については、必要に応じて市が個別に、耐震化することの必要性を説明し、耐震診断・耐震改修の実施を促します。

(3) 特定建築物以外の建築物

台帳の整備

本市では、特定建築物以外の建築物について、所有者、規模、構造、用途、建築・改築時期、耐震診断・耐震改修の有無・今後の予定、定期報告の内容等からなる台帳を整備し、この台帳を基にして耐震診断・耐震改修の進行管理を行います。

耐震診断・耐震改修の促進

本市では、耐震診断・耐震改修の促進を図るため、必要な情報提供等の拡充に努めるとともに、住宅・建築物耐震改修等事業の活用等を検討します。

耐震診断・耐震改修の必要な建築物については、耐震化に関する内容等が記載されているパンフレットを送付し、耐震診断・耐震改修の実施を促します。

(4) 市有建築物

台帳の整備

本市では、管理者、規模、構造、用途、建築・改築時期、耐震診断・耐震改修の有無・今後の予定、定期報告の内容等からなる台帳を整備し、この台帳を基にして耐震診断・耐震改修の進行管理を行います。

耐震診断・耐震改修の促進

本市では、地震による被害を最小限に止めるため、庁舎、学校、病院、社会福祉施設等災害時要援護者用施設、不特定多数収容施設等の防災上重要な施設、災害時に甚大な人的被害の恐れのある建築物等について、建築年次に留意しながら随時耐震診断を行い、診断結果に基づき耐震改修を行います。なお、増築、修繕の際には、耐震性の一層の確保に努めます。

また、民間の取り組みを促進するため、市が所有する住宅・建築物は率先して耐震診断・耐震改修に取り組みます。

(5) 地震時に通行を確保すべき道路

緊急輸送道路の選定、沿道建築物の耐震化促進について

建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路は、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要です。

本市では、県が指定した緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を促進します。

また、住宅・建築物の耐震化の実施のために必要となる、避難路等の道路閉塞率等の調査のため、道路幅員等の調査を行い、避難路等を閉塞する恐れのある住宅・建築物について、耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。

台帳の整備

本市では、対象建築物の所有者・管理者、規模、構造、用途、建築・改築時期、耐震診断・耐震改修の有無・今後の予定、定期報告の内容等からなる台帳を整備し、この台帳を基にして耐震診断・耐震改修の進行管理を行います。

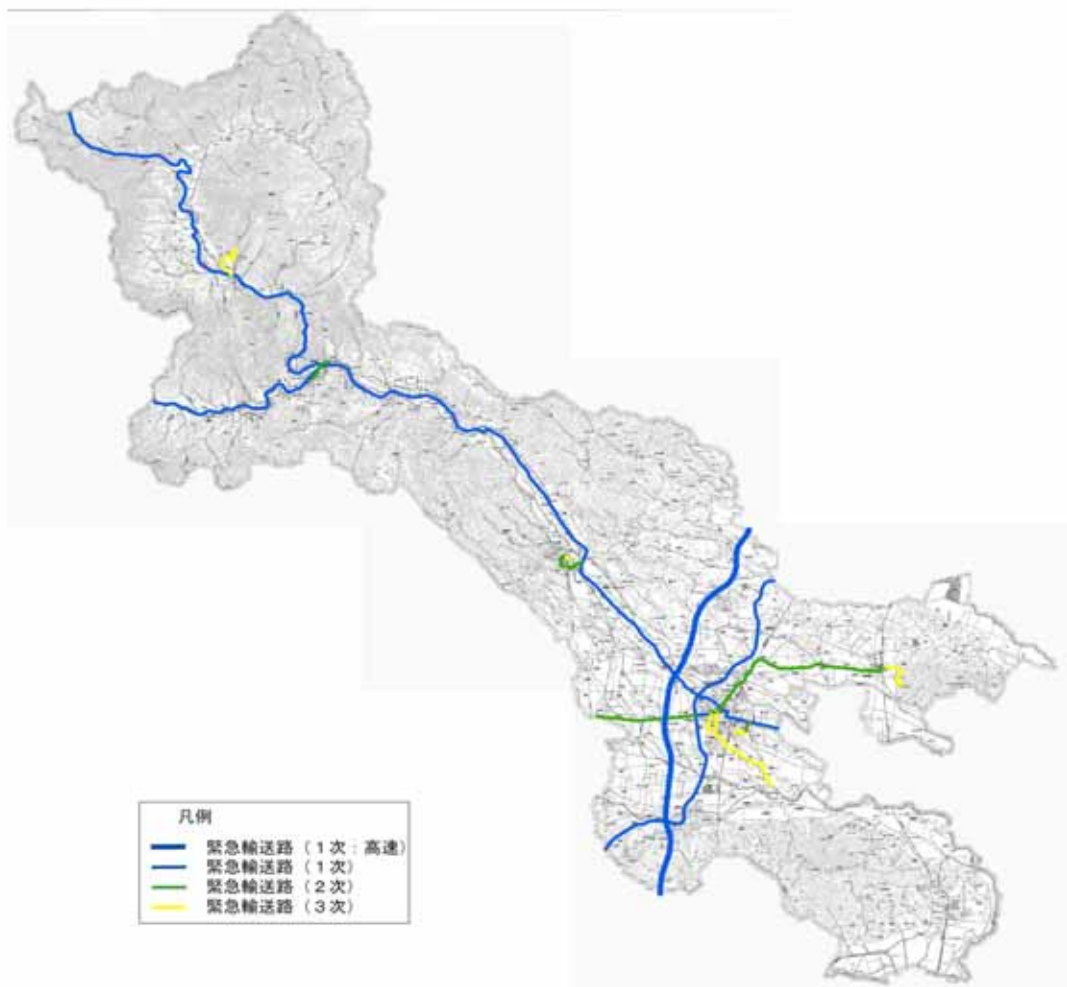


図- 緊急輸送路

(6) 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害のおそれのある地域を記載した防災マップを活用し、周辺住民への周知を図り、あらかじめ注意を喚起します。

また、本市では、地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減するため必要に応じ、がけ地近接等危険住宅移転事業等を活用した対策を実施します。



図 防災マップ

7 啓発及び知識の普及に関する施策

(1) 地震ハザードマップの公表

地震ハザードマップは、地震による被害の発生見通し、避難等に係る情報を、住民にわかりやすく事前に提供することによって、平常時から防災意識の向上と、住宅・建築物の耐震化を促進する効果が期待できます。このため、本市は、平成19年度に作成した地震ハザードマップを全戸配布するとともに、ホームページへ掲載するなど周知を図り、地震による揺れやすさや崩壊の危険性、避難等に関する知識の普及に努めます。

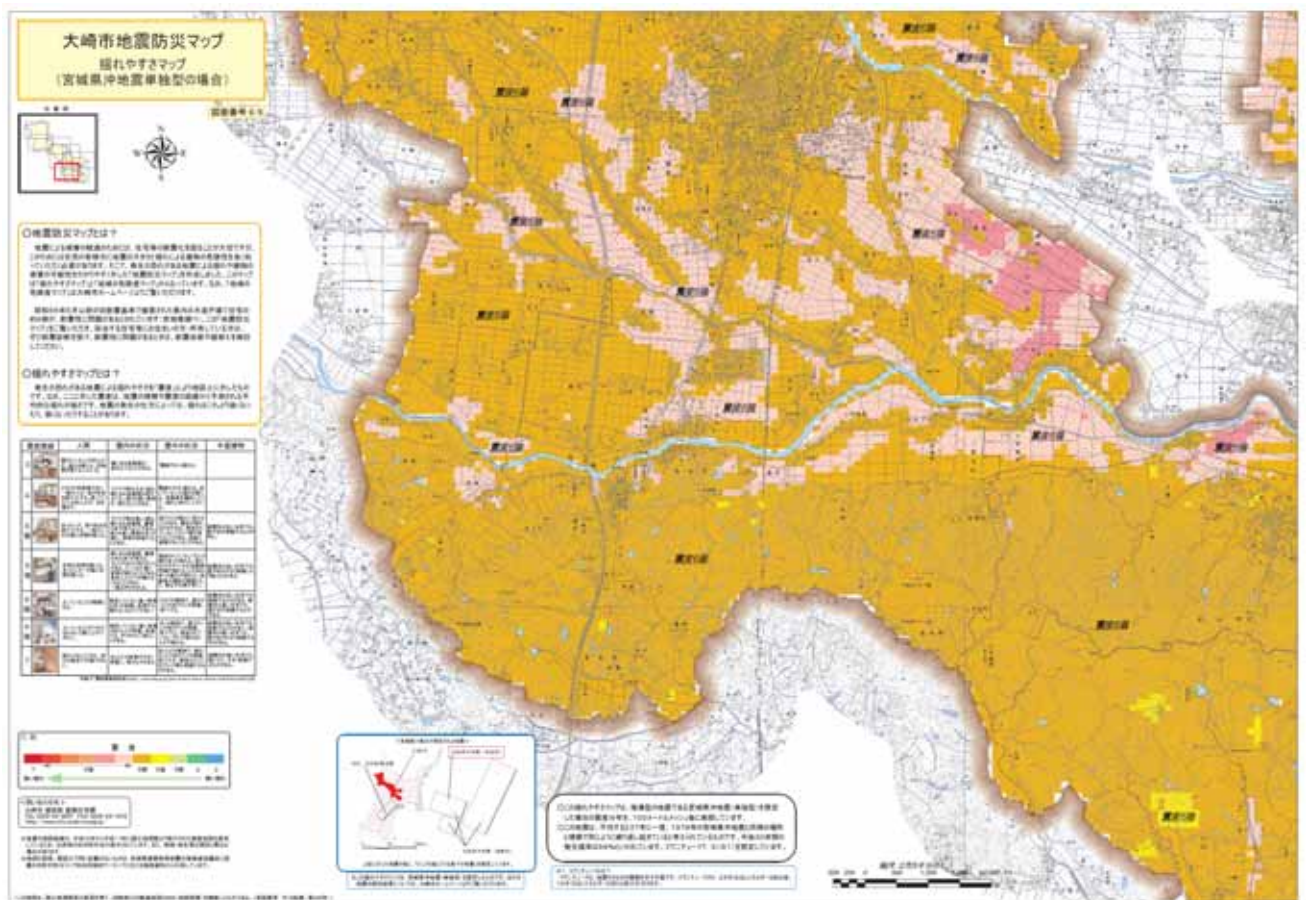


図- 地震ハザードマップ

(2) 相談窓口の設置

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっています。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるか」等の不安に対応する必要があります。

本市では、建築関連団体等において実施する耐震診断・耐震改修等、地震災害に備えるための耐震無料相談会やセミナーに協力し、市民の防災意識の向上を図ります。また、建設部建築住宅課に住宅相談窓口を設置し、市民からの相談に対応していきます。耐震診断・耐震改修のほか、リフォームに関する相談にも対応できる体制の整備を行っていきます。

(3) パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催

本市では、市民の防災意識の向上を図るため、自主防災組織と連携し、総合防災訓練や防災に関する講演会、出前講座等を実施し、家庭での予防・安全対策の必要性、災害時の行動等防災知識の普及啓蒙を図ります。実施に際しては、広報誌、ホームページ、新聞広告等を活用し、市民の積極的な参加を呼びかけます。

さらに、毎年1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」、1月17日の「防災とボランティアの日」にも広く住民を対象とした企画、イベント等を活用した広報活動の実施に努めます。

なお、防災知識等の普及にあたっては、障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、外国人、高齢者、障害者等災害時要援護者に配慮します。

(4) 技術者の紹介

県では、県民の耐震診断・改修工事に係る技術者選定に資するため、「みやぎ木造住宅耐震診断士」養成講習会及び「みやぎ木造住宅耐震改修施工技術者」養成講習会をそれぞれ開催し、技術者の養成を図るとともに、その受講修了登録者リストを公表し、その普及に努めています。

本市では、住宅所有者からの申請を受け、登録された診断士・技術者の派遣又は紹介を行います。

(5) リフォームにあわせた耐震改修の誘導策

住宅設備のリフォーム、バリアフリーリフォーム等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことは、工事費用の軽減にもつながり、耐震化の促進に効果的です。

本市では、リフォームとあわせて耐震改修が行われるよう、リフォームと耐震改修を一体的に行った場合のメリット等に関する情報提供をホームページ等を活用し行います。

(6) 室内の安全対策

地震時における家具や食器棚の転倒には、それによる負傷に加え、避難・救助活動の妨げとなることが考えられ、地震時に住宅・建築物が無事であっても、家具の転倒による人的被害や、転倒家具が障害となり延焼火災等からの避難が遅れるなど、家具の転倒による居住者被害が発生する恐れもあります。

本市では、地震による室内での被害を防ぐための具体的な方法(金具、防止器具の取り付け方法)などについての必要な情報提供を行います。

(7) 行政区、NPO 等との連携に関する方針

本市では、地域に根ざした専門家・事業者の育成、行政区等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPO等との連携や地域における取組に対する支援等を行うよう努めます。

また、地域住民による自主防災組織を結成し、防災訓練の実施や、講習会等の開催による防災知識の普及を図ります。

8 耐震化を促進するための指導・勧告等の実施

(1) 耐震診断・耐震改修に関する指導・助言、指示及び公表

「指導」・「助言」の方法

本市は所管行政庁として、特定建築物の所有者に対して、耐震診断・耐震改修について、随時相談に応じるとともに、必要に応じ、パンフレットの配布や説明会の開催などの「指導」及び「助言」を行います。

なお、「指導」・「助言」及び以下の「指示」等の対象建築物の選定に当たっては、災害時の拠点となる建築物、緊急輸送道路を閉塞する可能性のある建築物、危険物の貯蔵・処理の用途に供する建築物などで耐震性能の低いものを震災時の影響を勘案して優先的に行います。

所管行政庁：建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。

「指示」の方法

本市は、特定建築物のうち必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認める特定建築物の所有者に対して、文書により必要な「指示」を行います。また、「指示」が特に必要と認められる場合は、「指導」又は「助言」を経なくても行うことができます。

「公表」の方法

本市は、「指示」を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなくその「指示」に従わなかったときは、必要に応じその旨を広報誌への登載及びホームページへの掲載等により「公表」します。なお、その所有者が「指示」を受けて直ちにその内容を実施していない場合であっても、耐震診断や耐震改修の実施計画を策定し、計画的な耐震化が確実に行われる見込みがある場合等には、その計画内容等を勘案し「公表」の判断を行いません。

「報告」・「検査」等の方法

本市は、「指示」又は「公表」を行うに際して、必要に応じて特定建築物の所有者に対し、特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に立ち入り検査させます。

(2) 建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する事項

「勧告」又は「命令」の方法

本市は所管行政庁として、法第7条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、特定建築物の所有者が耐震改修を行わない場合で、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険である又は危険となるおそれがあると認められる場合には、必要に応じて建築基準法第10条第1項の規定による「勧告」、同条第2項又は第3項の規定による「命令」を行いません。

9 関連施策

(1) 学校教育機関における防災教育

これからの高齢社会にむけて、地震に強いまちづくりには、自主防災組織等への若者の参加が不可欠となっており、風化しつつある1978年宮城県沖地震の教訓を若者に世代継続していくことが必要となっています。そのためには、若者への地震防災教育が必要であり、自分の身を守るための「自助」教育と、皆で助け合うための「共助」教育を行うことが必要です。

本市では、宮城県建築物等地震対策推進協議会が開発した「みやぎ方式による地震防災教育プログラム」である「世代継続する地震に強いまちづくり」を活用し、中学生及び高校生を対象として、災害に関する知識が深まるよう、必要な安全教育を充実させるとともに、防災訓練や避難訓練等を定期的に行います。

(2) ブロック塀等の転倒防止対策

昭和53年の宮城県沖地震では耐震対策が不十分なブロック塀等の下敷きとなり、多くの方が犠牲となりました。

本市では、災害時におけるブロック塀、石垣の倒壊による通行人等への被害を防止することを目的として、通学路及び避難路沿いのブロック塀を対象に、安全性の確保を啓発するとともに、倒壊のおそれのあるものについては、改善指導及び支援事業を行います。

スクールゾーン内危険ブロック塀等除去事業実績

(件)

H15年度		H16年度		H17年度		H18年度		H19年度		合計	
除去	塀の設置	除去	塀の設置	除去	塀の設置	除去	塀の設置	除却	塀の設置	除去	塀の設置
3		8	4	62	44	16		23		89	48

「危険ブロック塀等除去事業」

地震発生時のブロック塀等の倒壊による事故を未然に防止するため、危険度の高いブロック塀等を除去して、安全性を確保する場合に除去費用について一定額を補助します。

<平成19年度の場合>

補助対象	以下の条件を全て満たすコンクリートブロック塀、石造、れんが造及びその他の塀並びに門柱の除去（一部除去）に対する費用 <ul style="list-style-type: none"> ・道路に面している ・道路の高さから1m（擁壁の場合は0.6m）以上 ・市が行ったブロック塀等実態調査において、A判定（特に問題なし）以外 ・除去して再びブロック塀を築造する場合には、建築基準法施行令に定める構造基準に適合する
控除額	1㎡あたり4,000円を乗じて算定した額で150,000円を上限とします

(3) 非構造部材（落下物）及び建築設備の耐震対策

震災時には、天井・外壁等の非構造部材の落下や設備機器類の落下転倒による被害が多く発生しています。これらは、人体への直接的な被害だけでなく、医療施設や避難所等の災害時に拠点となる施設の機能を損なう恐れもあり、対策が必要不可欠となっています。

本市は、建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下に伴う人的、物的被害を防止するため、落下物の安全対策について、住民に対する普及、啓発活動を行います。

また、地震時のエレベーターの閉じこめ事故防止対策として、所有者、管理者へ閉じこめ事故防止等の対策を行うよう、建築基準法によるエレベーターの定期検査の機会等に周知し、安全確保を促進するとともに、市民に対しては、地震時のエレベーターの運行方法や、閉じこめられた時の対処についてパンフレット等で普及・啓発を行います。

そのほか、宮城県建築物等地震対策推進協議会で作成した「非構造部材（落下物）と建築設備の耐震点検マニュアル」の普及等により、天井、設備機器等の落下・転倒対策に努めます。

(4) 被災建築物・宅地の応急危険度判定

大規模地震発生時には、被害を受けた建築物・宅地の危険性を応急的に判定し、その情報を提供することで余震などによる倒壊や外壁の落下等による二次被害を防止することが重要です。

本市では、建築物及び宅地の応急危険度判定実施に係る体制の整備を図ります。

(5) 宮城県建築物等地震対策推進協議会の活用

「宮城県建築物等地震対策推進協議会」は、平成17年6月に耐震診断や耐震改修の普及・啓発、促進等による建築物等の震前対策の推進と地震後の被災建築物応急危険度判定制度等の充実を図るため県・市町村、建築関連団体、民間の建築物所有者団体及び学識経験者からなる組織として設立しています。

本市では協議会の活動を通じて、近い将来発生が予想されている大規模地震に備えて、建築物の耐震化の推進方策等の検討・情報交換を行っていきます。

(6) 計画の進行管理

平成27年度末における耐震化の目標達成に向けて、本計画の適切な進行管理を行なうため、計画のフォローアップを実施します。

特に、市有建築物の耐震診断・耐震改修については、防災、学校、医療、社会・児童・障害福祉、社会教育及び公営住宅等を所管する部署等と連携し、全庁が一体となって推進します。

10 資料

資料 1：建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年十月二十七日法律第二百二十三号）

最終改正：平成一八年六月二日法律第五〇号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
 - 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
 - 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
 - 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
 - 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項
- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画等)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項
 - 二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号 に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条 に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号 に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
 - 三 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐

震診断及び耐震改修の実施に関する事項

- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社及びその設立団体（地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第四条第二項に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。）の長の同意を得なければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 6 前三項の規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。
- 7 市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。
- 8 市町村は、前項の計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 特定建築物に係る措置

（特定建築物の所有者の努力）

第六条 次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（第八条において「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているもの（以下「特定建築物」という。）の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他の多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が前条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

（指導及び助言並びに指示等）

第七条 所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものについて必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物
 - 三 前条第二号に掲げる建築物である特定建築物
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物、特定建築物の敷地若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、特定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 6 第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第八条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 建築物の位置
 - 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
 - 三 建築物の耐震改修の事業の内容
 - 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
 - 五 その他国土交通省令で定める事項
- 3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。
- 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
 - 二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
 - 三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項 の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築（柱の径若しくは壁の厚さを増加させ、又は柱若しくは壁

のない部分に柱若しくは壁を設けることにより建築物の延べ面積を増加させるものに限る。) 改築(形状の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)を伴わないものに限る。) 大規模の修繕(同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。)又は大規模の模様替(同条第十五号に規定する大規模の模様替をいう。)をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画(二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画)に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。

四 第一項の申請に係る建築物が耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている耐火建築物(同法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。)である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

(1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

(2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。

5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分(以下この項において「建築物等」という。)については、建築基準法第

三条第三項第三号 及び第四号 の規定にかかわらず、同条第二項 の規定を適用する。

一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項 の規定の適用を受けている建築物等であって、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの

二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等

7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定は、適用しない。

8 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項 の規定による確認又は同法第十八条第二項 の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項 又は第十八条第三項 の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

(計画の変更)

第九条 計画の認定を受けた者(第十三条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。)は、当該計画の認定を受けた計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(報告の徴収)

第十条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画(前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。)に係る建築物(以下「認定建築物」という。)の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

第十一条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第十二条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の耐震改修に係る特例

(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例)

第十三条 第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第五条第一項 に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定

優良賃貸住宅法第三条第四号 に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法 の規定にかかわらず、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項 に規定する指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項 に規定する中核市の区域内にあっては、当該指定都市又は中核市の長。第三項において同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。

- 2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合には、当該賃貸借を、借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条第一項 の規定による建物の賃貸借（国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。）としなければならない。
- 3 特定優良賃貸住宅法第五条第一項 に規定する認定事業者が第一項 の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項 の規定の適用については、同項 中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第十三条第二項の規定」とする。

（機構の業務の特例）

第十四条 第五条第三項第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条 に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物（同条第三項第二号 の住宅又は同項第四号 の施設であるものに限る。）の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

（公社の業務の特例）

第十五条 第五条第三項第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法第二十一条 に規定する業務のほか、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

- 2 前項の規定により公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号 中「第二十一条 に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第十五条第一項に規定する業務」とする。

（独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮）

第十六条 独立行政法人住宅金融支援機構は、法令及びその事業計画の範囲内において、認定建築物である住宅の耐震改修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

第六章 耐震改修支援センター

(耐震改修支援センター)

第十七条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的として民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人その他営利を目的としない法人であつて、第十九条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

- 一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(指定の公示等)

第十八条 国土交通大臣は、前条の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

- 2 センターは、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(業務)

第十九条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 認定事業者が行う認定建築物である特定建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った国土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第二十条 センターは、国土交通大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

(債務保証業務規程)

第二十一条 センターは、債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 債務保証業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

3 国土交通大臣は、第一項の認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第二十二条 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第二十三条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

- 一 債務保証業務及びこれに附帯する業務
- 二 第十九条第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

(帳簿の備付け等)

第二十四条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

第二十五条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告、検査等)

第二十六条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認

めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し等)

第二十七条 国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 第十八条第二項又は第二十二条から第二十四条までの規定のいずれかに違反したとき。
 - 二 第二十一条第一項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。
 - 三 第二十一条第三項又は第二十五条の規定による命令に違反したとき。
 - 四 第十七条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。
 - 五 センター又はその役員が、支援業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。
 - 六 不正な手段により指定を受けたとき。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第七章 罰則

第二十八条 第七条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条又は第二十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第二十四条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- 三 第二十四条第二項の規定に違反した者
- 四 第二十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 五 第二十六条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

資料 2：建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年十二月二十二日政令第四百二十九号）
最終改正：平成一九年八月三日政令第二三五号

内閣は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第二条、第四条第一項 から第三項 まで及び第十条 の規定に基づき、この政令を制定する。

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項 の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号 に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項 の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項 の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

- 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号 に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項 及び第三項 において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法 以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（多数の者が利用する特定建築物の要件）

第二条 法第六条第一号 の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。） 寄宿舍又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場

- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十五 工場
 - 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 - 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
 - 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第六条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
- 一 幼稚園又は保育所 階数が二で、かつ、床面積の合計が五百平方メートルのもの
 - 二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数が二で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの
 - 三 学校（幼稚園及び小学校等を除く。）病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数が三で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの
 - 四 体育館 床面積の合計が千平方メートルのもの

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の要件）

第三条 法第六条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和三十二年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）
- 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
- 三 マッチ
- 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
- 五 圧縮ガス
- 六 液化ガス
- 七 毒物及び劇物取締法（昭和三十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

2 法第六条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。

- 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
- イ 火薬 十トン
- ロ 爆薬 五トン
- ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
- ニ 銃用雷管 五百万個

- ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万个
 - ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
 - ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 二トン
 - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
 - 二 消防法第二条第七項 に規定する危険物 危険物の規制に関する政令 別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
 - 三 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
 - 四 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
 - 五 マッチ 三百マッチトン
 - 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
 - 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
 - 八 液化ガス 二千トン
 - 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項 に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン
 - 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件）

第四条 法第六条第三号 の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物とする。

- 一 十二メートル以下の場合 六メートル
- 二 十二メートルを超える場合 前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

（所管行政庁による指示の対象となる特定建築物の要件）

第五条 法第七条第二項 の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場

- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 七 ホテル又は旅館
 - 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 九 博物館、美術館又は図書館
 - 十 遊技場
 - 十一 公衆浴場
 - 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 - 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
 - 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
 - 十七 幼稚園又は小学校等
 - 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 十九 法第七条第二項第三号 に掲げる特定建築物
- 2 法第七条第二項 の政令で定める規模は、次に掲げる特定建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる特定建築物（保育所を除く。） 床面積の合計が二千平方メートルのもの
 - 二 幼稚園又は保育所 床面積の合計が七百五十平方メートルのもの
 - 三 小学校等 床面積の合計が千五百平方メートルのもの
 - 四 前項第十九号に掲げる特定建築物 床面積の合計が五百平方メートルのもの

（報告及び立入検査）

第六条 所管行政庁は、法第七条第四項 の規定により、前条第一項の特定建築物で同条第二項に規定する規模以上のものの所有者に対し、当該特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第七条第四項 の規定により、その職員に、前条第一項の特定建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの、当該特定建築物の敷地又は当該特定建築物の工事現場に立ち入り、当該特定建築物並びに当該特定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物）

第七条 法第十四条 の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号 の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号 の施設である建築物とする。